

一般貨物自動車運送事業貸切運賃料金

2025年10月1日実施

I. 距離制運賃率表

		(単位:円)			
車種別		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
キロ程	10km	15,060	17,060	22,070	27,890
	20km	16,920	19,190	25,020	31,870
	30km	18,780	21,330	27,980	35,840
	40km	20,630	23,460	30,940	39,810
	50km	22,490	25,600	33,900	43,780
	60km	24,350	27,730	36,850	47,760
	70km	26,200	29,870	39,810	51,730
	80km	28,060	32,000	42,770	55,700
	90km	29,920	34,140	45,730	59,670
	100km	31,770	36,280	48,680	63,650
	110km	33,620	38,380	51,550	67,490
キロ程	120km	35,470	40,490	54,420	71,330
	130km	37,320	42,600	57,290	75,170
	140km	39,170	44,700	60,160	79,010
	150km	41,020	46,810	63,030	82,850
	160km	42,870	48,920	65,890	86,690
	170km	44,720	51,030	68,760	90,530
	180km	46,570	53,130	71,630	94,370
	190km	48,420	55,240	74,500	98,210
	200km	50,270	57,350	77,370	102,050
	200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,680	4,180	5,650	7,560
	500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	9,210	10,450	14,130	18,900

II. 時間制運賃表

			(単位:円)			
			小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km	37,640	43,920	57,690	73,970
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km	22,580	26,350	34,610	44,380
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		340	410	630	920
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)		3,430	3,600	3,870	4,550

III. 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる
(車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金)÷(最大積載個数又は重量)×基準積載率(80%)

IV. 諸料金

		(単位:円)			
1. 積込料・取卸料		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080	2,180	2,340	2,750
	手積みの場合	2,000	2,100	2,260	2,650
2.に定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490	2,610	2,810	3,300
	手積みの場合	2,400	2,520	2,710	3,180

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を受取

※乗務員及び作業員等1人あたりの料金

2. 待機時間料

		(単位:円)			
		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額		1,680	1,760	1,890	2,220
1.に定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額		2,010	2,110	2,270	2,670

3. 地区割増料

		(単位:円)			
		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
東京都特別区 大阪市		935	1,185	1,605	2,040
札幌市・仙台市・千葉市・横浜市・船橋市・川崎市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・東大阪市・堺市・尼崎市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市		545	745	1,040	1,355

4. 附帯業務料

		(単位:円/1時間あたり)			
		上限	下限	上限	下限
貨物の荷造り	3,500	1,000		3,500	1,000
検収及び検品	3,500	1,000		3,500	1,000
維持ち	3,500	1,000		3,500	1,000
ラベル貼り	3,500	1,000		3,500	1,000

※上記以外の附帯業務が発生した場合には別途実費を受取 ※乗務員及び作業員等1人あたりの料金

V. 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受

VI. 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

VII. その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

VIII. 運賃割増率

1. 品目割増	内 容	割 増 率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
	2 宮、みこし、仏壇、神仏像	
	3ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品	
	4度量衡器及びその部品	
危険品	1 高圧ガス保安法に定める品目	2割 以上の臨時の約束による。 ただし特定毒物については、 5割以上の臨時の約束による。
	2 消防法に定める品目	
	3 毒物及び劇物取締法に定める品目	
	4 火薬類取締法に定める品目	
	5 放射性物質及びこれに類するもの	
特殊物件	1 1)越荷物、生きた動物、鮮魚分類	2割
	2 腐性	5割
汚れい品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、	4割
	内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	
貴重品 高価品	紙幣、証券類、貴金属その他高価品で 標準貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5 割以上の臨時の約束による。

2. 特 大 品 割 増

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、
重量1t又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において
車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。

3. 特殊車両割増

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割

4. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所
ならびに自動車道以外の場所に限る。

5. 冬 期 割 増

地 域	期 間	割 増 率
北海道	自 11月16 日 至 4 月16日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・ 石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月 1 日 至 3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡 ・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・ 耶麻郡・大沼郡・河沼郡		
岐阜県のうち、高山市・下呂市・郡上市・大野郡		

6. 休 日 割 増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。

7. 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離

8. 速 達 割 増 等

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。
(1)通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 2割
(2)有料道路の利用が認められていない場合 有料道路を代替する一般道路のキロ程に応じた運賃について2割以上

IX. 消費税導入に伴う運賃料金の加算(免税対象となる取引は除く)

運賃料金総額×消費税法に基づく税率

X. 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。
基準価格:120.00円/ℓ
改定の刻み幅:5.00円/ℓ
改定条件:改定の刻み幅5.00円/ℓの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。
廃止条件:軽油価格が120.00円/ℓを下回った時点で、翌月から廃止する。
計算式:(距離制運賃)
走行距離(km)×車両燃費(km/ℓ)×算出上の燃料価格上昇額(円/ℓ)
(時間制運賃)
平均走行距離(km)×車両燃費(km/ℓ)×算出上の燃料価格上昇額(円/ℓ)
(個建運賃)
1個又は1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格上昇額
基準価格	120.00円/ℓ	—
～ 120.00円/ℓ		廃止
120.00 超 ～ 125.00円/ℓ	122.50円/ℓ	2.50円/ℓ
125.00 超 ～ 130.00円/ℓ	127.50円/ℓ	7.50円/ℓ
130.00 超 ～ 135.00円/ℓ	132.50円/ℓ	12.50円/ℓ
135.00 超 ～ 140.00円/ℓ	137.50円/ℓ	17.50円/ℓ
140.00 超 ～ 145.00円/ℓ	142.50円/ℓ	22.50円/ℓ
145.00 超 ～ 150.00円/ℓ	147.50円/ℓ	27.50円/ℓ
150.00 超 ～ 155.00円/ℓ	152.50円/ℓ	32.50円/ℓ
155.00 超 ～ 160.00円/ℓ	157.50円/ℓ	37.50円/ℓ
160.00 超 ～ 165.00円/ℓ	162.50円/ℓ	42.50円/ℓ
165.00 超 ～ 170.00円/ℓ	167.50円/ℓ	47.50円/ℓ
170.00 超 ～ 175.00円/ℓ	172.50円/ℓ	52.50円/ℓ
175.00 超 ～ 180.00円/ℓ	177.50円/ℓ	57.50円/ℓ
180.00 超 ～ 185.00円/ℓ	182.50円/ℓ	62.50円/ℓ
185.00 超 ～ 190.00円/ℓ	187.50円/ℓ	67.50円/ℓ
190.00 超 ～ 195.00円/ℓ	192.50円/ℓ	72.50円/ℓ
195.00 超 ～ 200.00円/ℓ	197.50円/ℓ	77.50円/ℓ
200.00 超 ～ 205.00円/ℓ	202.50円/ℓ	82.50円/ℓ

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。
※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格－基準価格)とした。
※軽油価格が205.00円/ℓを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/ℓの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車(2tクラス)	4.5～6.5km/ℓ
中型車(4tクラス)	4～6km/ℓ
大型車(10tクラス)	3～3.5km/ℓ
トレーラー(20tクラス)	1.5～2km/ℓ

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件(平均走行距離)は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車(2tクラス)	100km	50km
中型車(4tクラス)	130km	60km
大型車(10tクラス)	130km	60km
トレーラー(20tクラス)	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

XI. 貸切運賃料金適用方

(1) 距離制運賃料金の算出

(適用する運送)
1 この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2 この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3 (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。
ただし、荷主が異なるときは又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。
(3) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

(運賃計算の方法)

4 (1) 運賃は使用車両の最大積載量(以下「標記トン数」といいます。)及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(以下「基準運賃」といいます。)の上限200%、下限20%の範囲内で計算します。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。
同様に、運送距離が200kmを超えて500kmまでの場合、20kmに満たない走行キロは20kmに、運送距離が500kmを超える場合、50kmに満たない走行キロは50kmに切り上げて計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上限200%、下限20%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率が重複する場合の計算)

7 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(運賃計算の特例)

8 (1) 荷主依頼の輸送において、荷主の売上げが伴わない輸送の一部については(例えば工場間の輸送・半製品の輸送・半製品の輸送等)
貸切運賃料金表の適用外とし、別途当事者間の取決めとします。

(個建契約運賃)

9 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個(容積重量または実重量単位も含む)当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限ります。なお、長期契約割引及び往復割引が適用される場合は適用しません。
(1) ①単一品目であること
②荷姿が一定していること
③1個の重量又は容積が一定していること
④十分なリードタイムが確保されること
(2) [車種別のキロ程に応じた距離制運賃及びこれらの運賃に付随する料金]÷{「最大積載個数又は重量」× 基準積載率(70%)}

(連達割増等)

10 次の(1)に該当する貨物の運送契約をする場合には、基準運賃に以下の割増率を乗じた金額を加算します。
(1) 有料道路の利用、労働基準法、改善基準告示、道路交通法等の関係法令の遵守を前提として、通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望する場合 2割

(割引運賃)

11 積み合わせを前提とし、積み合わせにかかる充分なリードタイムが確保される場合、基準運賃に対し2割を乗じた金額を減算します。

(特殊車両割増)

12 所定の特殊車両を使用した場合は、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額(その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額)を加算します。
ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増率を適用した場合には適用しません。

(休日割増)

13 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

14 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃× 0.2

(品目別割増)

15 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。
1車 の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

16 貨物の長さ(高さを含みます。)、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

(悪路割増)

17 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃× 0.2

(冬期割増)

18 運送区間中に冬期割増適用区域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃× 0.2

(地区割増料)

19 貨物の発地又は着地が、「Ⅳ 諸料金 4. 地区割増料」の表の区域である場合には所定の地区割増料を受取します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(長期契約割引)

20 3か月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。))により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限ります。))については、基準運賃に対して下限30%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

21 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100キロメートル以上の運送に限ります。))を行う場合であって、次の(1)又は(2)に該当するときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
(1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
(2) 往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(待機時間料)

2